

愛媛県立都市公園条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県立都市公園条例（昭和34年3月24日条例第19号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧																																
<p>別表2（第12条関係） 公園施設の設置等に係る使用料</p> <p>1 省略</p> <p>2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱又は信書便差出箱を設ける場合</td> <td>1 箇 1 年につき</td> <td style="text-align: center;">272円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が1月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱その他これに類するもの、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の表の規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額（1円未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とする。</p> <p>2～5 省略</p>	区分	単位	金額	備考	省略				郵便差出箱又は信書便差出箱を設ける場合	1 箇 1 年につき	272円		省略				<p>別表2（第12条関係） 公園施設の設置等に係る使用料</p> <p>1 省略</p> <p>2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱 を設ける場合</td> <td>1 箇 1 年につき</td> <td style="text-align: center;">272円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が1月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱その他これに類するもの、郵便差出箱_____、公衆電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の表の規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額（1円未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とする。</p> <p>2～5 省略</p>	区分	単位	金額	備考	省略				郵便差出箱 を設ける場合	1 箇 1 年につき	272円		省略			
区分	単位	金額	備考																														
省略																																	
郵便差出箱又は信書便差出箱を設ける場合	1 箇 1 年につき	272円																															
省略																																	
区分	単位	金額	備考																														
省略																																	
郵便差出箱 を設ける場合	1 箇 1 年につき	272円																															
省略																																	

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年10月6日条例第50号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（禁止）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 郵便ポスト、<u>信書便差出箱</u>、電話ボックス及び路上変電塔</p> <p>(7)～(10) 省略</p>	<p>（禁止）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 郵便ポスト_____、電話ボックス及び路上変電塔</p> <p>(7)～(10) 省略</p>

新	旧
3 省略	3 省略

公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年10月16日条例第36号）の一部改正 第3条に係る部分

新	旧
<p>（公害紛争処理の手續に要する費用の除外）</p> <p>第2条 法第44条第2項に規定する条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） 呼出又は送達のための費用</p>	<p>（公害紛争処理の手續に要する費用の除外）</p> <p>第2条 法第44条第2項に規定する条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） 呼出又は送達のための郵便料又は電信料</p>